

東亜同文会の中国「保全」論に関する一考察：『東亜時論』における議論を中心に

山田, 良介
九州大学大学院法学研究科

<https://doi.org/10.15017/10952>

出版情報：九大法学. 85, pp.161-186, 2003-02-14. Kyudai Hogakka i
バージョン：
権利関係：

研究ノート

東亜同文会の中国「保全」論に関する一考察

—『東亜時論』における議論を中心に—

山田 良介

はじめに

周知のごとく、日清戦争における中国の敗北を契機として、西欧列強は中国における「利権獲得の争奪戦」を開始する。

まず、列強は租借地の獲得に乗り出した。具体的には、ドイツが一八九七年一月に膠州湾を占領し、翌年三月に同地の租借権を獲得した。これにならってロシアも同月旅順と大連の租借権を得ることとなった。この動きに対抗する形で、イギリスも同年六月から七月にかけて九龍半島と威海衛の租借を清国に認めさせた。さらに、ほぼこの時期、列強は中国における鉄道利権の獲得にしのぎをけずるとともに、清朝政府に対して領土不割譲宣言を要求したり、列強間での条約や協約の締結をおこなうことを通して、それぞれの勢力範囲を設定していった¹⁾。一方、このような列強の動きに対して、日本は同年四月に、日清戦争によって獲得した台湾の対岸に当たる福建省内の各地を他国に譲与若しくは貸与せざるべきことについて、清朝政府から同意を取り付けた。

以上のように、中国における列強の利権獲得競争が激化する状況のなかで、日本国内では、伊藤之雄氏が指摘している

はじめに

- 一 英露協商以前の「保全」論——日英提携論
- 二 英露協商以後の「保全」論——勢力圏拡張論
- 三 「分割」論と「保全」論の接近——むすびにかえて

ように、この時期山県有朋や伊藤博文などの藩閥主流や、彼らと提携関係にあった星亨らの自由党(および後の憲政党)系に属する者達などは、中国の「分割」が開始されたという認識のもと、「いずれ列強により中国が分割される運命にあるなら、日本が分割を防ぐことは不可能であるので、それに有利に参入する準備を整えるべきである」との主張を展開した。²⁾

他方で、大隈重信や犬養毅らの進歩党(および後の憲政本党)などのいわゆる対外硬派に属する者達などは、この「分割」論に反対して中国の「保全」を主張するようになり、中国の処遇をめぐる中国「分割」論と「保全」論とが対立することとなった。³⁾

このような議論状況のなか、九八年四月頃に結成された東亜会と、同じく六月に当時の貴族院議長であった近衛篤磨らによって組織された同文会が合同することにより、近衛を会長とする東亜同文会が同年一月に発足した。この東亜同文会は、発会決議において、「支那を保全す」、「支那の改善を助成す」、「支那の時事を討究し、実行を期す」、「国論を喚起す」の四項を採択したことに象徴されるように、東亜同文会は中国の「保全」を会の目的として掲げた団体であった。そして、日本国内での言論活動として、機関誌『東亜時論』(一

八九八年二月〜九九年二月)において「保全」論を展開することとなる。

この東亜同文会などが主張した中国「保全」論については、従来、日清戦争後における日本の対中国政策のひとつの有り方という観点から説明されてきた。例えば、細野浩二氏は、「対清貿易の促進・拡大を主眼に置くこと」を同会の特徴としたうえで、この中国「保全」論は「日清戦争後にあつて列強の帝国主義的侵略という形勢の下に醸成された東アジア国際社会の政治的・経済的局面の特殊歴史的な在り方に、正に特殊日本的に対応した対外政策であつた」とする。⁴⁾ その後の日中関係において中国「保全」という用語が、日本による中国への進出を正当化するスローガンとして用いられていったことを想起するならば、この中国「保全」論と日本の対中国政策との関係について論じる意義は充分にあるといえよう。⁵⁾

しかし、従来の研究においては、この「保全」論がなぜ日本の中国進出を含意する内容となりえたのかという点については、「保全」という概念の曖昧さなどにその理由を求めるに留まっている。例えば、東亜同文会の設立段階から一九三〇年代にかけての東亜同文会に関する初の通史的研究をおこなった、翟新氏の著作においても、中国「保全」論に関して

は、「中国の領土保全は日本の国家利益伸張の場を確保するという意味が」あったとするもの⁶⁾、同会の「保全」論そのものについては、単に「多面的な性格をもっていた」と述べるに留まっている⁷⁾。

それゆえ、この中国「保全」論が、中国への膨張を主張する議論へと転じる展開過程についての説明作業は、未だ十分な成果をあげているとはいえないであろう⁸⁾。そこで、そのための基礎的作業として、本稿では、中国「保全」論の内容が、中国大陆における日本の勢力圏拡大を主張するものとなっていく過程を検証するとともに、この点で「分割」論者の主張と類似したものになったことを、東亜同文会の機関誌『東亜時論』での議論を主な題材として明らかにしたい。

まず、この作業をおこなう際の視点との関係で、日清戦争前後における中国をめぐる国際状況についてのドウス(Peter Duss)の議論を若干長くはなるが、紹介しておく。

ドウスは、一九世紀における列強の世界的な進出のあり方として、実際にその版図に併合する「公式帝国」(formal empire)と版図に組み込まないまま利益を獲得する「非公式帝国」(informal empire)があるとし、中国はこの「非公式帝国」の対象となった。そして、その方法として最初は「自由

貿易帝国主義」(free trade imperialism)の形をとり、日清戦争後には「租借地帝国主義」(concession imperialism)の形をとったとしている。ドウスによれば、中国に対する「自由貿易帝国主義」に基づく進出は、最初にイギリスが開始し、後に他の列強が参入した。これは、中国に対してそれぞれの製品と資本を輸出し、原材料と農産物を輸入することにより利益を得る方法であるとされる。

もう一方の「租借地帝国主義」は、「影響範囲」(sphere of influence)と「租借地」という二つの方策により特定の地域を実質的に支配下に置く方法である。「影響範囲」——これには当時の日本においては「勢力圏」という名称が主に用いられた——は、アフリカ分割に関するベルリン会議(一八八四年〜八五年)以降定着していった。これは、ヨーロッパの列強は各国間で協定を結び、それぞれの影響下にある領域の境界を設けることにより、互いの領土獲得が軍事的衝突へと発展することを抑制しようとする措置である。しかし、これには、領土的権利は含まれてはいない。

他方、「租借地」は期限付きではあるが領土の権利を含んでおり、列強が当該地域の政府と協定を結ぶことにより、その地域を行政的にも支配する権利を有していた。これは、言

い換えれば「一時的な短期間の領土割譲であった」。中国へのこの「租借地帝国主義」の適用は、先に挙げた一八九八年のロシアの旅順・大連の租借などに始まるが、先にも述べたように、この租借地獲得競争は、「当時『中国の分割』、『瓜分』の前奏曲のように見えた」のである。⁹⁾

このドウスの見解を踏まえて「保全」論を考察するならば、以下のことを念頭に置かなければならないであろう。即ち、「保全」という概念が具体的にどこまでを含むのか、言い換えれば、列強による租借地獲得競争に付随した勢力圏は、「保全」論においてどのように位置づけられていたのかという点である。次に、「保全」をおこなう主体の問題である。即ち日本と中国が提携して「保全」をおこなうのか、それとも日本と他の列強が提携して「保全」をおこなうのかという点である。従来の研究では、近衛が東亜同文会結成以前に一時期唱えた「同人種同盟」論から導かれるいわゆる日清提携論に着目し、東亜同文会の「保全」論も同様に日清を主体とする「保全」を企図したものと解釈する傾向があった。だが、この点についても検討を加える必要があるであろう。以下では、管見の限りではあるが、これらの視点から東亜同文会での中国「保全」論に関する先行研究について概観する。

まず、趙軍氏は、東亜同文会の中国「保全」論の内容としてアジア諸国の「連合」によって列強の進出に対抗するといふ点を挙げるとともに、この「保全」論と東亜同文会設立以前に近衛が唱えた「同人種同盟」論との共通性を重視している。¹⁰⁾しかし、後述するように近衛の「同人種同盟」論と後の「保全」論とは中国との提携を重視するか否かという点で大きな差異が存在しており、両者の共通性が強調されるべきではない。

酒田正敏氏は、東亜同文会の「保全」論が「中国分割論と日清同盟論を包摂する論理として機能する」ものと論じる。¹¹⁾だが、先にもふれたように、当時は「分割」論と「保全」論は対立的な関係であったのであり、この「分割」論がなぜ「保全」論に含まれるのかについての十分な説明はなされていない。また、同氏は、「保全の主体は変幻自在に選択しうる」ものであるとするが、¹²⁾後述するように、『東亜時論』で展開された議論では「保全」の主体にはロシアは含まれておらず、実際には選択の幅は限られていた。

これらの研究に通じることは、「保全」の概念自体についての検討がなされていないことであるが、次に挙げる坂井雄吉氏は、『近衛篤磨日記』の内容に対して考察を加えたうえ

で、中国「分割」に対する近衛の理解について、「字義通り列強による中国領土の『分割』占領を意味し、それ以外のもの、例えば特定地域の租借、ないしは『勢力範囲』の設定などは『支那分割』とは考えられていない」と論じている¹³。本稿では、同様の見解に立ちながら、『東亜時論』での「保全」論の展開について考察を加えるとともに、坂井氏が明確に議論していなかった「保全」の主体についても明らかにしたい。

最近の関連する研究として挙げるべきものとしては、以下の二点がある。まず、久保田善丈氏は東亜同文会の「保全」論が有した「オリエンタリズム」について明らかにしている。これは、従来の研究とは異なる視点を提示した点で評価されるべきものであろう¹⁴。また、朴羊信氏は陸羯南の対外論の展開過程を詳細に明らかにし、東亜同文会にも部分的に言及している¹⁵。本稿においてもこの両者の議論を参考にした部分は少なくないが、これらの研究もやはり本稿の課題には答ええない。

最後に、東亜同文会に関して論じたものではないが、先に挙げた伊藤之雄氏の研究について述べたい。同氏は、主に藩閥政治家や政党の議論などを取り上げながら、日清戦争以降の対中国政策をめぐって「分割」論と「保全」論の対立が存

在していたことを明らかにした。そして、その展開過程を追うことで義和団事件前後の時期に「保全」論は退潮する一方で、藩閥政府や自由党系の論者などが構想した「日本や列強の勢力圏設定を前提とした、日本や列強による中国の共同管理論が出現し、一時的に日本の外交論の中心となっていた」と論じている¹⁶。このように、「保全」論と「分割」論が実際の政策内容においては類似したものになっていったことについては、すでに同氏が指摘している。但し、伊藤氏は、いわゆる対外硬派が主張する中国「保全」論に関しては、「日中連携による中国保全論」を主要なものともみなしており¹⁷、「日本や列強による中国の共同管理による中国保全」は例外的なものであったとしている¹⁸。しかし、酒田氏が「新しい対外硬集団」と規定した東亜同文会での議論においては、後述するように、日中による「保全」論ではなく、イギリスなどとの連携による中国「保全」構想が中心のものであった。それゆえ、本稿で東亜同文会での議論を取り上げることが、対外硬派における中国「保全」論の諸相をさらに明らかにするために必要な作業であると思われる。

これらの諸研究を踏まえたくうえで具体的な作業に入るが、その手順の概要は以下の通りである。一では、一八九九年四

月に締結された英露協商以前における「保全」論の内容について取り上げる。ここでは、「保全」概念の内容や「保全」をおこなう主体などについて明らかにする。二では、英露協商締結後の「保全」論に対して検討を加え、この協定前後において「保全」論に基づく対中政策の内容が変化したことを明らかにする。三では、「分割」論者の側の議論と英露協商後の「保全」論を照らし合わせることで、それらの政策面での共通性を指摘する。尚、以下に用いる引用史料および文献のタイトルについては、旧字体を新字体に改めている。

一 英露協商以前の「保全」論——日英提携論

一八九八年一二月の『東亜時論』第二号において、東亜同文会会員の中井喜太郎は以下のような意見を述べた。

「支那を保全すとは東亜同文会を設立せし主意にして、又帝国の対支那策たらしむべきところのものなり。支那を保全すとは支那を分割するの反対にして、即ち支那領土の現状を維持するの謂なり、支那領土の現状を維持するは格別帝国に大利なきが如くなるも、支那の分割は東洋の均勢を破壊するものなるを以て實に帝国の大害ならずんばならず、故に支那は保全せざる可らず」²⁰⁾

このように中井は、中国の「保全」とは領土の維持であるとしたうえで、中国が分割された場合、日本の安全が脅かされるとした。この中井の議論にみられるように、中国「保全」とは中国領土の現状維持を意味しており、言い換えれば、土地の領有をめぐる用語であったといえよう。

中井は、さらに続けて、

「然らば日本は其独力を以て支那を保全すべきか、曾て独力朝鮮を扶植せんとして失敗せし日本にして、如何ぞ又独力を以て支那を保全するを得んや、若し独力支那を保全するを得ると主張するものあれば、是れ自ら其力を量る能はざるの無謀者流のみ」²¹⁾

と述べ、日本の独力では中国の「保全」は不可能であるとしたうえで、「他国と同盟するにあらざれば、支那を保全する能はず」として、日本と同じく中国の「保全」が利益となる国との同盟をおこなう必要を説き、その対象となる国として、英・米・独の三国を挙げた²²⁾。中井は、当時の英植民地相チェンバレン(Joseph Chamberlain)がイギリス国内での演説のなかで、イギリスは中国に対して門戸開放政策を遂行するに際しては、日・米・独と共通の利害を有しており、また門戸開放をおこなうためには中国を「保全」して置かなければなら

ないとしたうえで、この四方国の提携を説いたことを紹介して、日本が中国政策に対してイギリスなどと協調すべきことを主張した。⁽²³⁾

また、同じ号において東亜同文会会員の有賀長雄は、「保全」の方法として清国が独力で領土の「保全」をおこなう「自力保全」と他の国がおこなう「他力保全」があるが、前者の清国が独力で「保全」をおこなう「自力保全」は不可能であるとしたうえで、後者の「他力保全」については、これを一国による「単独補助」と数カ国による「共同補助」に区分した。⁽²⁴⁾ 有賀は続けて、「単独補助」は、巨大な軍事力が必要であるとともに、中国に対して「欲望を有する他の数国」と敵対関係となる危険性が高いため、これも実現が困難であるとした。⁽²⁵⁾ そこで有賀は、「共同補助」の考察に入り、さらにこれを、中国に対して政策上利害の一致する数カ国が同盟関係を結び、「保全」の任にあたる方法を「同盟担保策」と名付け、利害に拘わらず「東亜に交渉を有する六国（日米英仏露独）」が連合して「保全」をおこなう方法を「連合担保策」と名付けた。⁽²⁶⁾

結局、有賀は「同盟担保策」においては、利害の対立する二つの陣営が生じることとなり、結果的に双方の軍拡競争が

加熱される恐れがあることなどから、このようなことが生じない「連合担保策」のほうがより有効であると結論づけた。⁽²⁷⁾ この、全ての利害当事国によって「保全」をおこなうべきという有賀の主張は、当時の『東亜時論』での議論においては例外的なものであったと思われる。

だが、ここで注目すべきことは、先に挙げた「同盟担保策」に言及する際に、中国における利害を異にする二つの陣営の存在を指摘したうえで、その一方の中心を英米とし他方の中心を露仏とした点である。さらに、「露仏を以て其の中心とする一群は寧ろ支那分割を望むもの」であるとし、「英米を以て中心とする一群は孰れの一国にも特に其の一国の通商を利する関税の障壁を支那内地に設けることを許さず、所謂門戸開放主義を取り帝国各地方を挙げて英米製産物の大市場と為さむとするに於て利害の関係を一にする」と述べていることも重要である。⁽²⁸⁾ このように、ロシアを「分割」主義に立つものと捉え、それに対峙するものとしてイギリスを位置づけるという認識枠組みは、その後の『東亜時論』の論説のなかにおいてもみられるものであった。

また、有賀はこの論説において、「情を忍て別離せざるを得ざるものは即ち『亜細亜は亜細亜人にて』の主義なり」と

して、いわゆるアジアモンロー主義的な立場から中国問題に
 対処しようとする姿勢を否定する。⁽²⁹⁾ 中国を「保全」する際に
 は欧米列強と協同しなければならぬとする見解は、後述す
 るように有賀のみならず『東亜時論』での議論において散見
 されるものである。たとえ、心情としては東アジアの国々の
 結束を望むとしても、当時の状況において実行可能な対外策
 を構想しようとするならば、当然、西欧列強の存在を無視す
 るわけにはいかなないのである。⁽³⁰⁾ それゆえ、中国問題における
 この時期の東亜同文会の姿勢に関して「アジア主義」的な性
 格のみを強調することは、若干性急な見方であろう。⁽³¹⁾

さて、『東亜時論』第九号において、中国問題に関して初
 めて雑誌の冒頭に無署名論説が登場する。この論説において
 は、一八九九年三月にイタリアが浙江省にある三門湾の租借
 と浙江省の不割譲などを清国政府に要求した事件について、
 清国政府が三門などを貿易のために開港するとともに、イタ
 リアのこの要求を断固として拒否するならば、イギリスは
 「保全の策」を採るであろうと述べられている。ここでもイ
 ギリスに対しては「清国保全の本拠たりし者」という認識が
 しめされていた。⁽³²⁾

但し、この論説では、イタリアやデンマークなど比較的中

国に対して利害が薄い国が中国問題に介入することによって、
 これらが「列強均勢の支柱機関」となることで、列強が中国
 大陸で「其の直接接触を隔離すべき機関」を得るならば、イ
 ギリスにとつては、清国そのものが存在する必要性はなくな
 ると予測している。⁽³³⁾ このように、中国をめぐる列強間の勢力
 均衡状態の存在が、中国の「保全」が可能となる前提をなし
 ているという見方は、後述するように、英露協商が成立する
 ことによって勢力均衡状態が喪失するならば、中国の「分
 割」が現実化するのではないかという危機感を引き起こすこ
 とにつながるものでもあった。

このように、中国における二大勢力がロシアとイギリスで
 あり、イギリスが中国「保全」の側に立つ主要国であるとい
 う認識は、『東亜時論』においては一般に共有されていたも
 のであったといえよう。イギリスなどと共に中国の「保全」
 にあたるべきという意見は、東亜同文会発足時の幹事長で
 あった陸羯南の議論にもみられるものであった。陸は、中国
 が分割されるなら日本に次いでイギリスの利害が損なわれる
 可能性が高いとして、日本は、イギリスやアメリカと提携し
 て中国の「保全」を図るべきであると述べた。⁽³⁴⁾

イギリスが中国を「保全」する立場であるとする見方の根

扱は、イギリスは中国に対して自国製品の市場としての価値を見出しているため、「分割」によって中国の領土が他の列強の版図下に置かれ、そこに関税障壁が設定された場合にはイギリスにとっての不利益となるであろうから、イギリスは「分割」には与しないであろうという点に置かれていた。それゆえ、イギリスは、中国をみずからの工業製品の市場とみならずであり領土的野心は存在しないとみる一方、ロシアについては逆に中国に対する領土的野心をもつものであり、中国をめぐって列強はイギリスとロシアに代表される二つの陣営に分かれているとみなされていたのである。⁽³⁵⁾

加えて、このような日本がイギリスやアメリカと提携して中国の「保全」にあたるべきであるという意見は、この『東亜時論』に限ったものではなかった。北岡伸一氏によれば、当時の総合雑誌『太陽』においても日・英・米が提携して中国の「保全」にあたるべきという議論が強く提唱されるようになったとされる。⁽³⁶⁾ また、同氏は雑誌『太陽』でこの日英米提携論が提唱される刺激材料になったものとして、一八九八年秋にイギリスの貴族院議員のベレスフォード(Charles Beresford)が英国商業会議所の視察員として極東旅行をおこなった際に日本に立ち寄り、日・英・米・独による四国が提

携して中国の現状維持をおこない、この四国の「商業上の同盟」をさらに「外交上の同盟」へと発展させるといった内容の意見を唱えたことを挙げている。⁽³⁷⁾

『東亜時論』第五号の「雑録」欄においても、一八九九年一月に帝国ホテルで開かれたベレスフォードの歓迎会での同氏の演説内容が紹介されている。それによれば、彼は、自由貿易の立場から中国における「門戸開放主義」を実行することとは、イギリスのみならず、日・米・独の利益にもなるとして、この四国による「商業同盟」を結成すべきことを提唱していた。加えて、彼は、近年中国において「勢力の範囲」を設定しようとする動きがあるが、これはこの「商業的同盟の主意に反対」するものであると論じていた。⁽³⁸⁾

以上検討したように、「保全」とは領土の維持を指し、これは土地の領有をめぐる用語であった。但しこのことは、列強による土地の割譲を阻止する行為は「保全」にあたりと解されることにもなる。それゆえ、この「保全」論は、後述するような「保全」のための方策として勢力圏を獲得すべきとの議論を生み出すことを妨げるものではないであろう。

また、『東亜時論』において議論されていた「保全」論では、イギリスが中国を「保全」する立場にあるという前提の

もと、これらと協力することによって中国の「保全」が可能であると主張されていた。そして、このような、イギリスなどとの提携によって中国を「保全」すべきとの議論は、『東亜時論』のみならず、この時期の「保全」論者の中にも一定程度共有されていたものであったと思われる³⁹。しかし、この議論は、イギリスの対中国政策が、ベレスフォードが主張するような「門戸開放主義」の方針を貫くことを前提とした議論であった。それゆえ、もしイギリスがその立場を放棄するならば、このような議論は説得力を失うことになる。

二 英露協商以後の「保全」論——勢力圏拡張論

一八九九年四月二十八日に妥結した英露協商(スコットームラヴィエフ協定)により、揚子江流域をイギリスの、万里の長城以北をロシアの勢力圏とすることが取り決められた⁴⁰。この英露協商は、『東亜時論』の論説においては、イギリスがその「保全」主義を捨てたものとして捉えられた。

五月二五日発行の『東亜時論』第一二号の無署名論説「英露協商と支那問題」においては、イギリスの対中政策について以下のように述べられている。

「此(英露協商——引用者)に依りて英国はその対露争衡及対支那政策の頽務を一結束したるに相違なかるべきも、其所謂支那保全及門戸開放政策の一変を愈露出するに至れりと謂はざるを得ず。顧ふに是れ英国対支那政策の一変と共に、清国々勢の一転機たるは争ふべからず⁴¹」

このように、それまでイギリスが中国「保全」の立場にあるという見方は大きく修正され、イギリスがロシアとの対抗上威海衛を租借してからの一連の行動に対しては「其所謂支那保全政策は既に破綻し⁴²」ていたという評価が下された。

また、イギリスとロシアが清国政府を除外し、二国間の交渉によりこの協商を締結したことに關して、今後列強が中国に対する利権要求のために協調的姿勢をみせる恐れがあると、列強による東アジア侵略の勢いが急激なものとなるであろうという懸念をしめす。なぜなら、現状として中国情勢を取り巻く大きな二つの潮流が存在しており、その一つは英露の対立であり、もう一つが列強によるアジア侵略の流れである。この二つの流れによって、中国に対する列強の対外政策は規定されているが、今回の英露協商によって、列強は協調的姿勢により中国への侵略活動を活発化させると予想されるからである⁴³。

先にも述べたように、英露協商が締結される前までの中国「保全」論は、対中政策において英露に代表される二つの陣営の対立によって中国におけるいわば勢力均衡の状況が存在していることを根拠に、「保全」論の現実的可能性を主張してきたわけである。しかし、英露協商によってイギリスが中国「保全」の立場を実際には放棄したとみなすのであるならば、中国における列強間の勢力均衡は崩れ、中国は列強によって「分割」される危険性が増したという見方が前面に生じることとなった。

この点について、次の号である第一三号の無署名論説は、「東洋問題に対する主客の地位」と題して、世界規模での列強の進出状況に関して列強の侵略地域は、東欧や南米、さらにはアフリカへと拡大し、遂に現状において日本の近隣地域、即ち「東亜」にまで及ぶようになったことを論じたうえで、

「東洋問題は東洋自ら処理せざるべからず、欧西各国をして東洋問題に容喙せしむべからず、帝国は東洋問題を処理するに当たりて欧西列国と共に謀るべからざるなり」⁴⁵

として、「東洋」の問題については、列強との提携はあり得

ないとした。

では、実際に、この「東洋の平和」を保持するための主体はどの国なのだろうか。この点については、「独立の主権を保つもの僅かに日本支那及朝鮮あるのみ、故に東洋問題は東洋自ら之を処理せざるべからずとの法則を此間に適用せば、日、清、韓、三国たるもの実に其任に当たらずべからず」として、この時点において独立を保持していた、日本、中国、韓国⁴⁶の名を挙げている。⁴⁷しかし続けて、

「然りと雖も朝鮮の独立は其名にして而して其実にあらず、支那の如きに至りては、徒らに龐大の軀体を保ち又長久の歴史を有するも、諸般原因よりして国力甚だ振はず、其現状朝鮮を去ること敢えて遠しと為さず；而して我大日本、制度日に進み、文化月に昌んに、国力膨張して進取の意気長へに国民の間に磅礴す。然らば則ち東洋經理の任は日清韓三国の分担する所なりと云ふと雖も、実は独り繋りて我帝国の双肩に在り、帝国は東洋全土の上に負ふの天職亦甚だ大なりと云はざるべからず」⁴⁸

と述べ、現状においては中国と韓国は実質的な政治的能力はなく、日本のみが「東洋」を治めるための力量を有すると述べている。

このような、日本を東アジアにおける「盟主」とする見方

は、日清戦争後に日本国内で広く共有されていたものであり、日清戦争が「文明の勝利」と称されたことに象徴されるように、明治維新以降の近代化政策による成果への自負心に裏打ちされていたものであるといえよう。⁽⁴⁹⁾

だが、この「盟主」意識のもと「東洋問題は東洋自ら処理せざるべからず」と主張するとしても、そのための措置としては「東亜列国の實力を充実して欧勢の不法なる東漸を防遏するに在り」と述べるだけであり、具体的な外交方策については何も提示することは出来なかつたのである。⁽⁵⁰⁾

この点について、同じく中国「保全」論の立場からの議論を掲載していた憲政本党系の雑誌『大帝国』では、この東亜同文会の論説を紹介する際、以下のような批判がおこなわれた。

「東洋を經理するには東洋自らの實力を充実せざる可らずと云ふが如き単調なる立論は、今の時に於て殆んど議論たるの価値なし。支那帝国は現に欧州列国の侵犯を被り、事実上分割を受けつゝあるに際し、日本が施すべきの術策方途如何、實力を云へば無論列国の下風に立たざるを得ざるも、去りて黙々拱手するは日本の素志にあらざるべし。實力以外何等かの外交手段は存せざる可らず。東亜時論の如きは此辺の疑問を解釈して、当局に献策し、世人を指導するを以て本領とすべきにあらずや」⁽⁵¹⁾

実際には「實力」において劣っている日本が独力で、列強の中国「分割」の動きを阻止する事は不可能であるにもかかわらず、中国「保全」のための具体的外交策の提示が迫られたわけである。それゆえ、『東亜時論』での議論は以下に掲げるように、中国の「保全」のためには、中国の近代化を促進させるとともに、日本が中国における勢力圏を拡張すべきであるという主張へと変化するようになる。

「吾人の方針は支那保全に在り、而して吾人の所謂保全は英国の所謂保全の如き空名を支那に保たしむるの謂に非ず、英露協商の成立すると否とに關せず吾人の方針は終始一貫せざるべからず。故に吾人は一方に於いては支那政府の改新を促がし、支那国民が啓発して、其開化を誘き、以て彼我通商貿易の關係を厚くせざるべからず。他の一方に於ては、益々我が大陸に於ける勢力的範圍を拡張し、以て一旦変に應ずるの根柢を樹立せざるべからず。我國たる者豈に一日も空く袖手して形勢の変化を傍觀し、徒らに他人の一挙一動に喜憂して大陸に対する經營施設を怠るべけんや」⁽⁵²⁾

なぜ「保全」のためには勢力圏の設定が必要なのか。この点に關して、『東亜時論』第一八号は、列強の他地域に対する侵略の方法が変化したとして、かつてのような戦争によって国を滅亡させるような「急性的」侵略のやり方ではなく、

「始には通商貿易を以てし、中頃には雑居植民地を以てし、終には其政治的^マ競争的^マ経済的勢力を収攬して、人をして自ら亡滅するを知覚せずして亡滅せしむるもの」とする「慢性的侵略」の方法が用いられているとし、具体的には鉄道の敷設や港湾の租借を挙げている⁵³。このような経済上の利権を獲得するための手段として列強は勢力圏を獲得するのであり、それゆえ「行政組織は仮に瓦解せる支那政府の手に存するとすも、経済上の実権は全く欧人の手に落ち、従って行政の実権を左右するに至るや明らか」となるのである。即ち、中国は列強による経済的進出によって「自ら亡滅を知覚せずして亡滅」する恐れがあるのである⁵⁴。しかも、中国が「亡滅」するならば当然日本の安全も脅かされるため、「隣火の未だ其災を波及せざるに先ち、之を予防する所以の手段を講」じなければならぬと主張する⁵⁵。

だが、中国との同盟関係については、以下のように、利害の一致だけでは同盟は成立しないと否定する。

「然ども吾輩は敢て漫に彼の漠然たる日清同盟に同意するものに非ず、何となれば同盟なるものは啻に彼我互に利害を同くするが故に成立すべきものに非ずして、亦実に彼我共に緩急相救の実力ありて成ありて始めて成立すべきものなればなり」⁵⁶

そして、近衛も同様に日清同盟論については否定的であった⁵⁷。既に指摘されているように、近衛はこれ以前に、九八年一月の雑誌『太陽』に掲載された論文において、将来の東アジアは白色人種と黄色人種との「人種間競争の舞台」となるとして、中国との同盟論を提起し、西欧列強と同調して中国「分割」に参与すべしという意見に反対していた⁵⁸。しかし、このような近衛の「同人種同盟」論に対しては、国内からの批判が生じるとともに、近衛はドイツに留学中の中村進午から、ドイツにおいても反感をかっていくという忠告を受け、その後、日清同盟論については否定的な立場をとり続けるようになる⁵⁹。

こうして中国の「実力」に期待できないため日清同盟によつては列強の中国侵略に対抗できないことから、これに対する日本のとるべき措置として、以下のような勢力圏拡張策が提示されるのである。

「我国は宜く支那朝鮮に於て、出来得る限り、我勢力圏を拡張し、其鉄道権をも、其海岸線をも、我が勢力の圈内に置くの必要あり。而して是れ決して列強と同く侵略的の目的に非ず、救援的手段上已むを得ざるものなり。何となれば我国は固より侵略的意図を有せざるが故に、苟くも支那朝鮮の土地にして支那朝鮮の利

柄にして、我国の掌中に在るは猶ほ支那朝鮮の掌中に在ると同く、苟くも自奮自強能く他に抵抗し得るに至れば、再び其掌中に帰すべければなり。之を切言すれば、支那朝鮮が自ら持する能はざるの利柄は、我国暫く代りて之を持せざるべからず⁶⁰」

このように、列強の中国における利権獲得に対抗して、日本も中国における利権獲得に積極的に乗り出すべきであると主張されるようになる。そしてそれは侵略ではなく、中国に対する列強の侵略を阻止するための「救済的手段」であるとして正当化されるのである⁶¹。しかし、この日本の勢力圏拡大論は、『東亜時論』が侵略であると批判するヨーロッパ列強の行為と区別される基準は、侵略的意図の有無や中国の為であるか否かという、主観的なものしか求められないのである⁶²。

三 「分割」論と「保全」論の接近——むすびにかえて

この『東亜時論』における中国「保全」のための勢力圏拡張論は、「分割」論に立っていた山県有朋の政策論などと類似するものであった。以下では、山県の議論を例として、

「分割」論と「保全」論が政策内容として共通性を有するものとなったことを指摘するとともに、そのような両論の政策面での接近が生じた理由についての若干の考察を加える。

当時の首相であった山県有朋は、英露協商が締結された後の一八九九年五月二七日付で閣僚に対し提出した意見書において、以下のように、中国に関する現状認識と将来についての見通しを示したうえで、日本の対中政策について論じている。

「清国の情勢を見るに欧州列強至る所清国の版図内に其利益線を張り終に清国の地図は変して赤黄青の色分けとなるに至るへきは明なり清国は彼の猶太人種の如く国滅して人種存するの状況をみるへしと断定せざるを得ず。我国も予め此の未来に処して出来る丈けの利益線を拡充するの措置に出ざる可らざる・・・中略・・・清国との交際上親密を保ち清国に対し我利益線を拡充するの機会あるときは常に之を逸せざる様注意を怠る可らず⁶³」

このように、山県は、列強が中国における「利益線」を拡張することを通して、最終的には中国の領土は列強によって「分割」されるといふ予測のもと、表面的には中国との友好関係を維持しながら、日本も利権獲得に出遅れないようにす

べきであると主張する。そして、以下のように、人種対立論の見地から——この見方は先にも触れたように『東亜時論』での議論にも共通するものである——日清同盟論を否定する。

「然れとも清国と我国との交際をして親密の程度を越え欧州列強をして日清会盟以て欧州に当るの嫌疑を抱かしむるか如きことあらは終に人種の争いとなるのみ・・・仮令財政兵力の三点に於て許すとすも清国と提携し東洋の独立を凶らんとするか如きは最も拙策なり」⁶⁴

一八九九年五月頃から藩閥主流や星亨を中心とする憲政党系の対中国政策論においても、中国への経済進出とそのため勢力圏拡大を主張する議論が新たに登場したとされる。これは、軍事中心の領土拡張ではなく経済上の勢力圏拡張を重視する新しい時代が到来したという認識から、従来の外交論を転換する必要性が意識されたことによるものであった。⁶⁵

このような、列強の対中国政策をめぐる認識の変化と、これに対応した新たな外交論を提示する必要性は、陸羯南も意識するものであった。一八九九年一〇月、陸羯南は新聞『日本』の社説において、中国問題に対する従来の日本の議論が、列強の中国進出の方法の変化に対応しきれていないとして、

以下のように論じた。

「欧米人が——引用者）植民といふの代りには今や『勢力圏』又は『利益線』の語を用ひ、次で東亜の大陸に競進を試む。是れ蓋し所謂十九世紀の末葉に於ける一つの特色ともいふべきか。而して東亜に国する我が日本国の状如何を見るに・・・（日清戦争——引用者）戦勝後の政界は対岸隣邦に向ひての政策を、『朝鮮扶植』又は『支那保全』といひて、夫の勢力圏又は利益線を言ふ者は、未だ多く有らざりしなり。鉄道布設の権を要求するよりは、その政事の改良を勧めんと擬し、鉞山開掘の権を要求するよりは其の法令の革新を促さんと擬し・・・」⁶⁶

陸は「欧米人等は此等の国（中国・韓国——引用者）に向ひて土地人民を併呑せんと欲する者にあらずして、唯だ之を其の勢力圏内に入れ、其の利益線中に置かんとするのみ」と述べ、現在の列強の中国政策は、経済的な利益の追求からおこなわれていたのであり、かつてのように、その土地や住民の併合を意図しているわけではないにもかかわらず、日本ではこの点に関する議論がなされていないとするのである。そして、「宜しく進みて列国の競進に加はり、鉄道の布設又は鉞山の採掘に係る権利を多く取るべき」として、中国への経済的進出を説いた。⁶⁷ また、近衛も同様に中国への経済進出を主

張した。欧米や中国を視察して帰国した近衛は、日本が農業だけでは立国できないとして工業による立国という見地から、中国への経済進出を主張していた。⁽⁶⁸⁾

以上のように、分割論に立つ山県の主張と、中国の保全を主張する『東亜時論』の勢力圏拡張論は、中国を保全すべきであるか否か——可能か不可能かではなく——という意図の点を除き、内容的には共通性がみられるようになったのである。⁽⁶⁹⁾ その理由の一つとしては、対中国政策が経済的利権の確保を主眼とする列強の勢力圏拡張行為は、それまでの「分割」論とそれに反対する「保全」論という土地の獲得を中心問題としていた従来の議論枠組みでは処理できない現象であったからである。⁽⁷⁰⁾

また、中国を日本の経済進出の対象としてみる立場においては、中国における勢力圏の拡張は日本の利益にもかなるものであった。「分割」とは領土的獲得を意味し、経済的利権の獲得に係る勢力圏の設定・拡大という行為は「分割」には含まれなかった。それゆえ、日本による勢力圏拡張論は、中国「保全」論と調和しえたのである。⁽⁷¹⁾

本稿での議論の概要は以下のようなものであった。一では、

英露協商以前における「保全」論の内容について検討を加えた。「保全」とは領土の維持を意味するものであり、これは土地の獲得をめぐる用語であった。当初の「保全」論は、中国の「保全」をおこなう主体としては、日本に加えイギリスやアメリカなどを想定していた。中国における二大勢力であるイギリスとロシアについては、前者が「保全」論の立場にあるのに対し、ロシアは「分割」主義を採用するものとみなされていた。また、この議論は、この両者の対峙が中国における勢力均衡の状態を生み出しているということを前提としたものでもあった。

二では、英露協商締結後の「保全」論の内容が、中国における日本の勢力圏拡張論となったことを明らかにした。この英露協商によって、先前提是崩れ、新たな「保全」論の提示が迫られることになる。日清同盟論は両国間での国力差から否定される一方で、列強による勢力圏の設定行為は、新たな侵略の手段とみなされることにより、「救済的」手段として日本の勢力圏拡大が主張されるようになった。このような議論が成り立つのは、「分割」とはそもそも領土分割を指すものであり、勢力圏の設定は「分割」行為そのものとはみなされていなかったためである。しかし、西欧列強の勢力圏設

定行為は「分割」の端緒とみなされていたことから、これを防ぐために日本もまた勢力圏の拡大をすべきという主張となった。結局、この両者の違いは単にその行為者の意図の差にしか過ぎないものであった。

三では、「分割」論と「保全」論の政策面での共通性を指摘した。双方とも「日清同盟」は否定するとともに、中国における日本の勢力圏拡張を主張する点では類似した主張であった。特に後の点に関しては、従来の「分割」論も「保全」論も主に領土の分割を主眼とした議論であり、列強の对中国政策が、領土の獲得ではなく経済的利権の獲得を優先する状況にあつては、これに対応できる議論枠組みではもはやなくなっていたことが理由として挙げられるだろう。また、中国への経済進出を積極的に構想する点では、「分割」論者も「保全」論者も同様であり、日本の利益という観点からも、勢力圏拡張は推進されるべきものであった。

但し、「分割」論者と「保全」論者の双方が勢力圏拡大を主張したことは、単に対中政策のみならず、世界規模での「帝国主義」時代の到来をどのように理解すべきかという点にも関わっていたように思われる。この点において、朴羊信氏が検討した「帝国主義」概念をめぐる徳富蘇峰と陸羯南と

の間でおこなわれた論争は興味深い。朴氏によれば、当時日本のみならず、アメリカやイギリスにおいても「帝国主義」をめぐる論争や意味転換がおこなわれていたが、日本においても徳富蘇峰は「帝国主義」を「平和的膨張」として肯定的に評価したのに対し、陸は「帝国主義」を「侵略主義」などとして、徳富の主張に批判を加えた⁽²²⁾。しかし、両者の差異は、「植民地の獲得より経済的利益を重視する一九世紀末の帝国主義の新段階」を解する際にそれを「帝国主義」と呼ぶか否か、そして「帝国主義」を侵略的か否かとみるかということであり、「経済的膨張」を肯定的に評価する点では類似の主張であつたとされる⁽²³⁾。そして、この「経済的膨張」は中国の開発・発展にも貢献するという観点により正当化されることになる⁽²⁴⁾。

加えて、このことは、日中「提携」を主張する議論に対しても、強力な説得材料を新たに提供することにもなつたであろう。なぜなら、いわゆる「西力東漸」という状況にたとえ置かれていたとしても、それまでも言及されてきた「同文同種」や「唇齒輔車」といったものだけでは、日中——あるいは日韓——における「提携」を必然なものとするには根拠にとほしいものであつたからである⁽²⁵⁾。しかし、日清戦争後から

台頭してくる、日本の経済進出と中国の「開発」は相互に利益が一致するという主張は、「提携」の必然性——対等な関係であるとは必ずしも限らないのだが——を強調するための一つの主要な根拠として機能したであろう。

当然、中国への経済進出——あるいは国防——それ自体は、日本の国益から提示されたものであり、この国益追求という観点からみれば、日中「提携」論は容易に西欧列強と日本との関係によってその比重が変化するものである⁽⁷⁶⁾。もともとは日中の「提携」の契機を含む中国「保全」論が、西欧列強の動向を常に意識しながら議論されていたことから、このことは明らかであろう。にもかかわらず、中国「保全」論は、ひとたび中国のためであるという「道義」的な性格を帯びるがゆえに、この行動が有するであろう「権力性」については無自覚なまま主張され続けたといえよう⁽⁷⁷⁾。日清戦争以前の日中「提携」論では、日中の対等的関係が志向された主張も少なくなかったとされる。それに対し、この中国「保全」論にあつては、もはや日中の対等的関係などは決してありえず、日本は中国の庇護者という立場として論じられたのである。そして、このような自己意識は、その後の近代日中関係のなかで常に再生産され続けたのである⁽⁷⁸⁾。

一九〇〇年夏の義和団事件の際に、当時の東亜同文会評議員である根津一が、中国「保全」策の一つとして提案し、近衛が賛同したとされる「連邦保全策」は、劉坤一や張之洞といった東亜同文会と親交のある総督などとの協力により彼らが管轄している中国「南部諸省」によって「一分邦」を形成させて、これを「日本の保護下に置」くといった内容のものであつた⁽⁷⁹⁾。たとえ、清朝政府崩壊や西欧列強の出兵による「分割」の可能性が予測されるような危機的状況とみなしていたとはいえ、これは事実上の日本による支配を意味するものに他ならない。

このように、日本の国益確保という現実的な要請から生じる対中政策を中国「保全」という主張によって正当化するという議論のあり方は、義和団事件中に発生したロシアによる中国東北部(旧「満州」)の占領という事態のもとで、より露骨なものとして顕れてきたと思われる。このような見通しを裏付ける材料の一つとして、「保全」論そのものではないが、一九〇一年二月に東亜同文会と密接な関係にあつた東亜研究会の集会で講演した戸水寛水の議論を最後に取り上げてみよう⁽⁸⁰⁾。この講演で戸水は、日本の過剰人口の捌け口として「朝鮮」をあげ、「朝鮮を取るに就ては満州も多少日本の手に入

れぬと面倒だろうと思ふ」として日本による「満州」領有化を明確に主張した⁽⁸⁾。坂野潤治氏が論じているように、このような演説内容が『東亜時論』の後継誌である『東亜同文会報告』に掲載されたことは、東亜同文会あるいは国民同盟会の立場が「保全」という表現を用いながらも、実際には戸水の主張に接近していったと推測することを妨げないであろう⁽⁹⁾。

以上のような展望に基づき、義和団事件の時期からロシアによる中国東北部の占領を契機として結成された国民同盟会の活動期における中国「保全」論の展開についての検討は今後の課題としたい⁽¹⁰⁾。

- (1) 以上の、列強による「利権獲得の争奪戦」については、植田捷雄『東洋外交史』(上巻)、東京大学出版会、一九六九年、一七〇～一七三頁。
- (2) 伊藤之雄「日清戦争以後の中国・朝鮮認識と外交論」『名古屋大学文学部研究論集 史学』第四〇号、一九九四年、二八二頁。
- (3) 同前、二八二～二八五頁。
- (4) 細野浩二「所謂『支那保全』論と清国留日学生教育の様態——同仁会・東京同仁医薬学校を例にして——」『早稲田大学史記要』第八号、一九七五年、七九～八〇頁。また、井上清氏は、日清戦争後の「帝国主義的イデ

オロギー」として「保全」論を位置づけ、浮田和民の議論などに検討を加えたうえで、「支那の保全」とは、日本がこの国を分割支配できないかぎり他国にも分割させるなどということであり、当時の政府・資本家階級の政策もまたここにあった」とする(井上清『日本帝国主義の形成』岩波書店、一九六八年、一四九頁および一六七～一七八頁)。前島省三氏は、国民同盟会などの「保全」論が、「清国を単純に分割して植民地化することではなく、「保全」というヴェールに包んで、実質的には、より有効に清国を半植民地化し、それを締めつけようとする巧妙な政策」であったとする(前島省三『明治中末期の官僚政治』汐文社、一九六七年、一九四頁)。原田勝正氏もまた、国民同盟会が提唱した「保全」論が中国を日本資本主義の市場と規定した「ブルジョワジー」の意向に添ったものであったことを重視している(原田勝正「大アジア主義思想形成への展望」『歴史学研究』第二二九号、一九五九年、六四～六五頁)。

- (5) そのようなものの一例としては、大川周明による対華二ヶ条要求についての解釈をあげることができる(大川周明『大東亜秩序建設』第一書房、一九四三年、七二頁、また山室信一「日本外交とアジア主義の交錯」日本政治学会編『八年報政治学一九九八』日本外交におけるアジア主義』岩波書店、一九九九年、一一頁も参照)。
- (6) 翟新『東亜同文会と中国——近代日本における対外理念とその実践』慶應義塾大学出版会、二〇〇一年、三〇

五頁。

(7) 同前、一〇二頁。

(8) 一方、中国「保全」論をめぐる近年の研究においては、この中国「保全」論が中国侵略を正当化する主張であるという従来の見方に対して批判を加えるものも登場している。山本茂樹氏は、中国「保全」論と中国「分割」論の差異を強調し、東亜同文会会長近衛の意図が文字通り中国を「保全」することにあつたとし、近衛に対する従来の「侵略者」としてのイメージを否定する(山本茂樹『近衛篤磨』ミネルヴァ書房、二〇〇一年、第七章を参照)。確かに、それまでの議論が、いわゆる結果論的な見地からこの「保全」論に中国への侵略性を見出し、近衛などの意図について内在的に考察することを軽んじていたという同氏の主張は、一定程度肯首できるものである。

しかし、同氏の論拠は、主に当時の雑誌など公開されることを前提とした近衛の発言であり、当然、近衛がそこで自らの「真意」を語っているという保証はない。それゆえ、本稿の作業は、「保全」論を主張したことの意図の解明よりも、実際に「保全」論という立場から提示された議論を、当時の日本国内における対中政策をめぐる論議のなかに位置づけることに重点を置くものである。

(9) 以上のドウスの議論は、ピーター・ドウス著浜口裕子訳「日本／西欧列強／中国の半植民地化」若林正文他『岩波講座近代日本と植民地— 帝国の構造』岩波書店、

一九九二年、六二―七〇頁。以下の文献も参照。Peter

Duus, *Japan's Informal Empire in China, 1895-1937: An*

Overview, Peter Duus, Ramon H. Myers, and Mark R. Peattie

ed., *The Japanese Informal Empire in China, 1895-1937*,

Princeton: Princeton University Press, 1989. W・G・ビー

ズリー著杉山伸也訳『日本帝国主義一八九四—一九四

五—居留地制度とアジア』岩波書店、一九九〇年。

(10) 趙軍『大アジア主義と中国』亜紀書房、一九九七年、

三〇―三三頁。

(11) 酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』東京

大学出版会、一九七八年、一二六頁。

(12) 同前。

(13) 坂井雄吉「近衛篤磨と明治三十年代の対外硬派—

『近衛篤磨日記』によせて—」『国家学会雑誌』第八三

卷第三・四号、一九七〇年、八六頁。

(14) 久保田善文「中国保全論の『オリエンタリズム』と中

国イメージ—東亜同文会の『まなざし』と義和団事

件—」『中国』第一二二号、二〇〇二年。

(15) 朴羊信「陸羯南の政治認識と対外論—公益と経済的

膨張—(三)」「『北大法学論集』第四九卷第五号、一九

九九年、および同「陸羯南の政治認識と対外論—公益

と経済的膨張—(四)」、『北大法学論集』第五〇巻第一

号、一九九九年。

(16) 伊藤、前掲論文、二九八頁。

(17) 同前、二六五頁。

- (18) 同前、二九二頁。
- (19) 酒田、前掲書、七六頁。
- (20) 中井喜太郎「支那に対する四国同盟」『東亜時論』第二号(一八九八年二月二五日発行)、九頁。
- (21) 同前。
- (22) 同前、一〇頁。
- (23) 同前、一〇〜一一頁。翌号の『東亜時論』第三号(一八九九年一月一〇日発行)の「雑録」では、前年一月一六日にチェンバレンがマンチエスターでおこなった演説の内容を紹介している。それによると、チェンバレンは、イギリスの対中政策に関して、「清国の分割に着手する事」はイギリスの利益にはならず、商業的利益の観点からイギリスは「門戸開放の政策」を維持するべきであり、この点で利害の一致が得られる国家との間での提携の必要性を示唆し、その相手として日・米・独を挙げている(『東亜時論』第三号、三〇〜三二頁)。
- (24) 有賀長雄「支那保全論」『東亜時論』第二号、一一頁。
- (25) 同前、一〜一二頁。
- (26) 同前、一二〜一三頁。
- (27) 同前、一二〜一四頁。
- (28) 同前、一二頁。
- (29) 同前、一五頁。
- (30) 坂野潤治『明治・思想の実像』創文社、一九七七年、一二〜一二二頁を参照。
- (31) 同様の見解としては、朴、前掲「陸羯南の政治認識と対外論(三)」、一〇五七〜一〇五八頁。また、古屋哲夫「アジア主義とその周辺」古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』緑蔭書房、一九九六年、五二〜五四頁も参照。尚、「アジア主義」の定義については、とりあえずここでは平石氏の「日本近代史上に隠顕する一つの思想的傾向、すなわち西洋列強の抑圧に抗して、日本を盟主にアジアの結集を訴えたそれを指すもの」という議論に従う(平石直昭「近代日本の『アジア主義』」溝口雄三他編『アジアから考える』5「近代化像」東京大学出版会、一九九四年、二六五頁)。また初瀬氏もアジア主義の「主張」として「欧米列強のアジア侵略に抵抗するため、日本を盟主としてアジア諸民族は団結せよ」という点を挙げている(初瀬龍平「伝統的右翼 内田良平の研究」九州大学出版会、一九八〇年、一二二頁)。
- (32) 「清国近日の難局」『東亜時論』第九号(一八九九年四月一〇日発行)、一〜三頁。この号においては、同じくイタリヤの三門湾租借要求に触れて、「支那の運命を決すべき使命を有するは、支那人彼れ自らの外は、日本、英吉利、露西亜の三国なるべきや明らかなり」として中国における主要勢力として、日本の他にロシアとイギリスの名を挙げる議論も掲載されている(長澤説「支那に於ける勢力範囲」『東亜時論』第九号、五〜七頁)。
- (33) 前掲「清国近日の難局」、二〜三頁。
- (34) 陸羯南「支那分割と英国」(『日本』一八九八年一〇月二五日付)、西田長寿・植手通有編『陸羯南全集』第六

卷、みずす書房、一九七一年、一四八頁。

- (35) 一八九八年を事例とした場合、イギリスの対中国貿易額は中国の貿易総額の六二パーセント弱に相当し、同国の中国海関への納税額は海関総収入の五六・五パーセントを占めていた。一方、ロシアの対中貿易額は同貿易総額の五・一パーセント強でしかなく、海関納税額も同総収入の二・一パーセントに過ぎなかったとされる(菊池貴晴「清末中国における帝国主義」『歴史教育』第一一巻第一二号、一九六三年、四九頁、および、朴鐘玄「十九世紀末中国改革論者の連盟論について」『東洋史研究』第四二巻第一号、一九八三年、四五～四六頁も参照)。

実際に中国との通商関係においてイギリスが他の列強を圧倒していたという事実は、このようなイギリスとロシアの対中国政策に関する見方に影響を与えていたであろう。

- (36) 北岡伸一「初期『太陽』に見るアメリカ像——日清日露戦間期日本外交に関する一考察」鈴木貞美編『雑誌『太陽』と国民文化の形成』思文閣出版、二〇〇一年、二二九～二四二頁。

- (37) 同前、二四〇頁。また、当時のイギリスにおけるチェンバレンなどによる、中国政策をめぐるドイツとの同盟交渉の取り組みの経緯については、細谷千博「一八九八年の英独同盟問題」(上)(下)『国際法外交雑誌』第五〇巻、第三号および第五号、一九五一年七月・一二月、を参照。また、久保田、前掲論文、二二五頁も併せて参照。

- (38) 『東亜時論』第五号(一八九九年二月一〇日発行)、二七～三〇頁。

- (39) やや時期は遡るが、一八九八年八月に久保田與四郎は、中国「分割」論に反対したうえで、「日本は英と同しく支那に対し土地を分取せんとする野心なきを以て支那の存命は日英共に其利益とする処」と論じる一方で、ロシアについては「土地を略」す意図があると見ていた(久保田與四郎「日露協商」『憲政党党報』第一号、一八九八年八月五日発行、一一頁、なお本稿では文献資料刊行会編『復刻 憲政党党報』第一巻、柏書房、一九八五年を用いた)。

また、久保田善文氏は、一八九七年末以降のドイツやロシアの租借要求がおこなわれてからは、中国では「英聯日論が主流を占めるようになる。そして、その主体の多くは変革論者であった」としたうえで、中国における変法運動の主要人物の一人である康広仁が、一八九八年三月に発表した論文内容について取り上げ、中国が「爪分」を逃れるために「聯英」すべきという議論があったことを指摘する。そして、その理由として、英国が現状維持を望むことや、ロシアの南下を恐れていたことに加えて、「英国が求めるのは経済的利益のみと考えられること。つまり・・・英国が中国を保全する可能性が高いことをもって聯盟の相手と」していたことを挙げている。続けて、久保田氏は、「中国の変革論における保全論の幅広い受容の可能性を見出すことができるだろ

- う」と述べるとともに、「保全論が領土的侵略に対するアンチテーゼとして理解されている」とする。このように、『東亜時論』での「保全」という用語の位置づけやイギリスに対するイメージ、そしてイギリスなどの提携による中国「保全」論は、いわゆる変法派の中でもある程度共有されていたと思われる(久保田、前掲論文、二二二～二二三頁、また、日清戦争後に康有為など変法派が主張した「聯英日論」については朴鐘玄、前掲論文も参照)。
- (40) 英露協商が成立する経緯については、井上勇一『東アジア鉄道国際関係史——日英同盟の成立および変質過程の研究——』慶應通信株式会社、一九八九年、第一章を参照。また、イギリスの門戸開放政策の変容という観点からこの英露協商を捉えるものとしては以下を参照。英修道『満州国と門戸開放問題』日本国際協会、一九三四年、二七～二七頁、および William L. Langer, *The Diplomacy of Imperialism, 1890-1902*, Vol. II, New York and London: Alfred A. Knopf, 1935, pp. 677-686.
- (41) 「英露協商と支那問題」『東亜時論』第一二号(一九八九年五月二五日発行)、三頁。
- (42) 同前、二～三頁。
- (43) 同前、四～六頁。
- (44) 「東洋問題に対する主客の地位」『東亜時論』第一三号(一九八九年六月一〇日発行)、一頁。
- (45) 同前、三頁。
- (46) 一八九七年朝鮮は国号を「大韓」へと変更しているため、ここでは「韓国」と表記する。
- (47) 同前、一頁。
- (48) 同前、二頁。
- (49) この点に関して久保田氏は、『東亜時論』等の東亜同文会の機関誌で議論された中国「保全」論に中国「文明化」という使命観が内在していたことを強調する(久保田、前掲論文、二二二～二二五頁)。
- (50) 前掲「東洋問題に対する主客の地位」、二～五頁。
- (51) 『大帝国』第一巻第二号(一九八九年七月一日発行)、九三頁。
- (52) 前掲「英露協商と支那問題」『東亜時論』第一二号、六頁。
- (53) 「東亜に対する慢性的侵略」『東亜時論』第一八号(一九八九年八月二五日発行)、二～三頁。
- (54) 同前、三～五頁。
- (55) 同前、五頁。
- (56) 同前、五～六頁。
- (57) 近衛篤磨「時務論(第一)」『時論』第三号(一九八八年五月二八日発行)、二〇頁。
- (58) 近衛篤磨「同人種同盟、附支那問題研究の必要」東亜文化研究院編『東亜同文会史』霞山会、一九八八年所収、一八〇～一八一頁。
- (59) 坂井、前掲論文、七四～七五頁。細野浩二「支那保全」論と中国の『朝鮮』化——大隈重信の対外論とその

- 一展開——』『史観』第一〇二号、一九八〇年、六三―六五頁。
- (60) 前掲「東亜に対する慢性的侵略」、六頁。
- (61) 同様の主張は、『東亜時論』第一七号の無署名論説「京釜鉄道起工の急要」『東亜時論』第一七号(一九九九年八月一〇日発行)や同一九号の無署名論説「時機失ふべからず」『東亜時論』第一九号(一九九九年九月一〇日発行)においても展開されている。
- (62) このような議論が説得力を帯びるものとして想定される背景の一つとしては、当時の人種対立論の流行を挙げることができよう。この点については、差し当たり山室信一「アジア認識の基軸」古屋哲夫編、前掲書、二五―三四頁を参照。
- (63) 山県有朋「清国特使に関する意見書」大山梓編『山県有朋意見書』原書房、一九六六年、二五二頁。
- (64) 同前、二五二―二五三頁。
- (65) 伊藤、前掲論文、二九〇―二九二頁。また、当時の伊藤博文を中心とする対中国経済進出構想に関して考察したものとしては、高蘭「日清戦後の対清国経済進出構想——伊藤博文を中心に——」(『日本歴史』第五九三号、一九九七年)がある。
- (66) 「支那問題と経済界(二)」(『日本』一八九九年一〇月三日付)、西田・植手編、前掲書、三三二頁。
- (67) 同前、三三三頁。既にこれ以前の九八年四月にも、陸は近年の列強による「勢力圏拡張」などの行為を「支那分割」とはみなすべきではないと主張している(朴、前掲「陸羯南の政治認識と対外論(四)」、五九頁、および陸羯南「清事雑感(二)」(『日本』一八九九年四月一五日付)、西田・植手、前掲書、二五六―二五七頁)。
- (68) 「会長近衛公爵の演説(速記)」『東亜時論』第二五号(一九九九年二月一〇日発行)、五―九頁。
- (69) この点については、伊藤、前掲論文、第二章第二節を参照。
- (70) 『大帝国』誌上においても、列強による勢力圏の設定などが「分割」を意味するか否かについては、意見が分かっていたと思われる。例えば、福本日南はこれを「分割」行為であると解するのに対し(福本日南「支那問題」『大帝国』第一巻第八号、一九九九年一〇月五日発行、二―三頁)、横山臨崖は、列強が「勢力区域を拡張するを見て直ちに此の旧国(清——引用者)の滅裂を速断するは非なり、英米仏独の利益は、決して清国の滅亡に存せずして其保全に在る」と論じていた(横山臨崖「吾人の積極主義(下)」『大帝国』第一巻第六号、一九九九年九月一日発行、五頁)。
- (71) 河野広中もまた中国「保全」という立場を表明するとともに、日本も列強と同様に勢力範囲における鉄道敷設や鉱山採掘などに関する「諸種の権利を取得」すべきであると主張する(河野広中「先其本源を清ふせよ」(『大帝国』第一巻第九号、一九九九年一〇月二〇日発行、三頁)。

また、やや後のことではあるが、一九〇〇年七月一日付けの『中央新聞』に掲載された義和団事件に関する議論では、近衛も「土地の分割」行為を「勢力圏」の設定とは区別して論じている(近衛篤磨日記刊行会編『近衛篤磨日記』第三卷、鹿島研究所出版会、一九六八年、二〇五頁参照)。この部分について、山本氏は「支那分割は事実上不可能であることを論証しながらも、列国による支那分割が現実には始まった場合、『列国との均衡上日本の勢力範囲と云ふものを定める必要もあろうから、日本も其一部分に加はることがあるかもしれない』と弱気な発言をしている」と解釈しているが、「分割」行為と勢力圏の設定を混同して論じていると思われる(山本、前掲書、二七六～二七七頁)。

(72) 朴、前掲「陸羯南の政治認識と対外論(四)」、五一～五二頁、および、西田・植手、前掲書、二三九～二四〇頁。

(73) 朴、前掲「陸羯南の政治認識と対外論(四)」、五三～五四頁。

(74) 同前、六七～七五頁。

(75) 山室、前掲「日本外交とアジア主義の交錯」、八～九頁を参照。

(76) 同前、一〇頁を参照。

(77) 朴、前掲「陸羯南の政治認識と対外論(三)」、一〇五七頁。また、日本が「文明」を基準として東アジアの「盟主」であるを意識していた点と、それを根拠づける

「オリエンタリズム」の問題については、久保田、前掲論文を参照。

(78) 三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』岩波書店、一九九七年、八八～九三頁を参照。

(79) 近衛篤磨日記刊行会編、前掲書、二一七～二一九頁。

この「連邦保全策」をめぐる東亜同文会指導部の動向やこの構想の展開過程などについては、翟前掲書、第四章を参照。野間清氏は、根津がしばしば中国「保全」を提唱していたとしたうえで、それは、「中国への西欧諸国の政治的、経済的勢力の扶植を阻止しようとする反面、中国を政治的にも経済的にもわが国の支配と影響下に『保全』することを意味していた」と論じている(野間清「日清貿易研究所の性格とその業績——わが国の組織的な中国問題研究の第一歩——」『歴史評論』第一六七号、一九六四年、七五頁)。また、義和団事件への同会会員の対応については、波多野勝「北清事変と日本人」『辛亥革命研究』第八号、一九八八年、および、栗田尚弥「義和団事件と東亜同文会」『東アジア近代史』第四号、二〇〇一年、を参照。

(80) 東亜研究会の創立集会の模様や同会と東亜同文会との関係については、『東亜同文会報告』第一六回(一九〇一年三月一日発行)、二～四頁。東亜研究会の規約には「本会ノ記事講演筆記及調査報告等ハ差支ナキ限りニ於テ東亜同文会報告ニ掲載ス」という条文が存在しており、少なくとも、ここでの戸水の主張は東亜同文会の立場と

相反するものではなかったとみるべきであろう(同前、三頁)。

(81) 同前、二九〇～三二二頁。

(82) 坂野、前掲書、一一七～一一八頁。また、坂野氏は、東亜同文会の「保全」論が、ロシアの中国東北部占領を契機にそれまでの「南進」論から「北進」論へ転換したことを重視するとともに、この転換により『支那保全』という言葉が『満州保全』を意味するようになったことは、『支那保全論』の完全な意味転換であった」とみている(同前、一一〇～一一二頁)。但し、伊藤氏が論じるように、このように「南進」論から「北進」論への転換を強調することについては、若干の疑念が生じないわけでもない(伊藤、前掲論文、二六五～二六六頁)。

(83) 国民同盟会自体は東亜同文会とは別組織であるが、近衛や当時の東亜同文会の幹部などを中心として組織・運営されていたため、東亜同文会での議論とは一定の共通性があると思なすべきであろう。